

## 議案第47号

### 鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(名称、位置及び所管区域)	(名称、位置及び所管区域)

第2条 略

別表（第2条関係）

名 称	位 置	所管区域
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡大山町

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、児童福祉に関する事務に関しては、日野郡日野町は、鳥取県西部福祉事務所の所管区域とする。

別表（第2条関係）

名 称	位 置	所管区域
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	八頭郡若桜町及び八頭町
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町及び <u>琴浦町</u>
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡大山町
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	日野郡日野町

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。